

地区計画のしおり

②白山地区

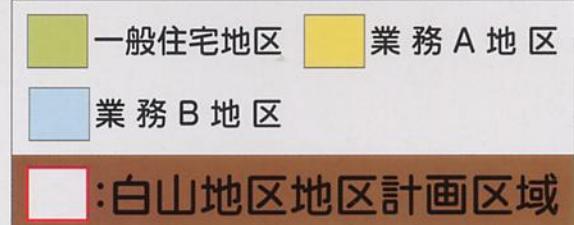
～賑わいとやすらぎの街～

みんなでまちづくりのルールを決める。
それが地区計画制度です。

(計画図)



地区の区分



地区整備計画

- ①建築物等の用途の制限(全地区)
- ②工作物の用途の制限(一般住宅地区)
- ③建築物の敷地面積の最低限度(全地区)
- ④壁面の位置の制限(全地区)
- ⑤建築物等の形態又は意匠の制限(全地区)
- ⑥垣又は柵の構造の制限(全地区)

山形市

山形市白山地区計画の内容

●都市計画決定 平成5年11月9日市告示第130号

変更 平成8年8月5日市告示第130号

●区域内における建築物の制限に関する条例

(用途の制限・敷地面積の最低限度・壁面の位置の制限)

平成5年12月施行 平成8年9月一部改正

(計画書)

名 称	白山地区 地区計画
位 置	山形市白山、大字元木字中ノ目、大字元木字水下、大字吉原字坂巻、大字前田字村下モの各一部
面 積	約18.1ha
地区計画の目標	<p>本地区は、山形市の中心部より南西へ約4km、車で約15分の距離に位置し、白山土地区画整理事業により、新しい市街地が形成される地区である。</p> <p>本地区の東側は、本市南部の拠点である桜田地区と山形駅を連結する都市計画道路山形停車場医学部線に接し、また、地区内には、JR奥羽本線で分断されていた西側の地区とを連結する都市計画道路白山若宮線が計画されていることから、利便性の高い活気ある魅力的な新市街地としてのまちづくりが期待されている。</p> <p>そこで、「賑わいとやすらぎの街」を基本理念とした地区計画の策定により、地区の特性に応じた土地利用を促進し、うるおいのある良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>① 一般住宅地区（第一種住居地域、約3.0ha） ゆとりある良好で緑豊かな住環境の形成とその維持保全に努める。</p> <p>② 業務A地区約8.5ha（第二種住居地域、約6.6ha、準住居地域、約1.9ha） 商業・業務機能と住環境が調和した街なみの景観形成と、その維持保全に努める。</p> <p>③ 業務B地区（準工業地域、約6.6ha） 工業・業務機能の誘導を図り、業務地区としてふさわしい街なみの景観形成と、その維持保全に努める。</p>
建築物等の整備の方針	<p>① 一般住宅地区については、敷地の細分化等による環境悪化等を防止するとともに、落雪・堆雪・緑化のスペース等が確保された安全で快適な生活環境を維持し、良好な住環境の形成を図る。</p> <p>② 業務A地区については、敷地の細分化等による環境悪化等を防止するとともに、商業・業務施設と周辺住宅との快適な生活環境を維持し、良好な街なみ空間の形成を図る。</p> <p>③ 業務B地区については、敷地の細分化等による環境悪化等を防止するとともに、工業・業務施設と周辺住宅との快適な生活環境を維持し、良好な街なみ空間の形成を図る。</p> <p>④ 美しい街なみ景観を形成するため、広告板等の工作物の設置を制限する。</p> <p>⑤ 緑化の推進及び良好な街なみ景観形成のため、垣又は柵の構造を制限する。</p>

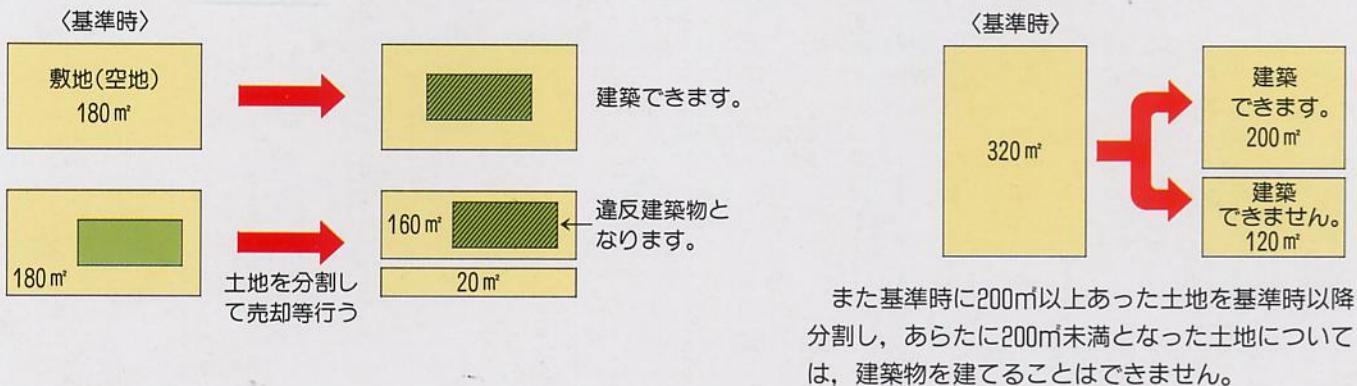


地区区分	区分の名称	一般住宅地区	業務A地区	業務B地区
		区分の面積	約3.0ha	約8.5ha
地 建 築 物 等 整 に 關 備 す る 計 事 画 項	建築物等の用途の制限	(建築できないもの) (1) ホテル、旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設 (3) 倉庫・車庫（小売店舗・事務所及び住宅等に付属するものは除く。） (4) 飼料・肥料・セメント等を貯蔵する施設 (5) 畜舎	(建築できないもの) (1) 倉庫・車庫（小売店舗・事務所及び住宅等に付属するものは除く。） (2) 飼料・肥料・セメント等を貯蔵する施設 (3) 畜舎	(建築できないもの) (1) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (2) 畜舎
	工作物の用途の制限	(建築できないもの) コイン洗車場		
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は200m ² 以上でなければならない。 ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ① 土地区画整備法第98条第1項の規定による仮換地指定された土地でこの規定に適合しないもの ② 警察官派出所、公衆便所、その他これらに類する建築物で公益上必要なもの		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.2m以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ① 軒高2.3m以下の車庫・物置等（道路境界線及び隣地境界線までの距離は、それぞれ1.0m以上、0.5m以上とすることができます。） ② 道路の角切り部分の建築物（道路境界線から1.5mに満たない外壁面の長さの合計が3.0m以下の場合、道路境界線までの距離は、1.0m以上とすることができます。） ③ 土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地指定された土地で200m ² 以下のもの（隣地境界線までの距離は、1.0m以上とすることができます。） ④ 土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地指定時において、既に建っている建築物で、この規定に適合しないもの ⑤ 土地区画整理事業において、家屋移転をしたもので、この規定に適合しないもの		
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板等（以下「広告物等」という。）は設置することができない。ただし、公共的なものについては、この限りでない。 (2) 一般住宅地区については、ネオンサイン等の光を発する広告物等を設置することができない。 (3) 過度な盛土による都市環境の悪化を防止するため、建築物の地盤面は、敷地と接する前面道路の最低の高さから50cm以下とする。ただし、前面道路の傾斜角度が大きい等特別の事情がある場合の建築物の地盤面の高さは、前面道路の最高の高さから15cm以下とする。		
	垣又は柵の構造の制限	垣又は柵の構造はできるだけ生け垣とし、フェンス、鉄柵等を設置する場合は透視可能なものとする。また、生け垣の高さは、前面道路面から1.5m程度、フェンス・鉄柵等の高さは前面道路面から1.5m以下とし、基礎の高さは、盛土面から20cm以下とする。 ただし、前面道路境界から1.5m以上離れた隣地境界部分については、この限りでない。		

白山地区 地区計画の説明図

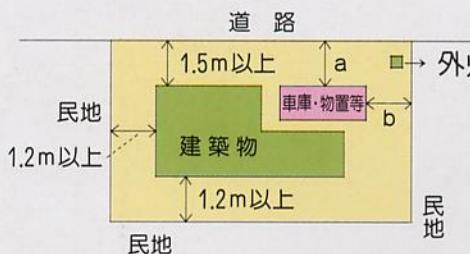
●建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積は、200m²以上なければ建築することはできません。ただし、基準時（建築条例が施行された日）以前に200m²未満である土地については、この制限は適用されません。つまり、200m²未満の敷地であっても建築物は建てられますし、既に建築物が建っている200m²未満の土地であっても、増築等はもちろん建て替えも可能です。しかし、この200m²未満の土地を基準時以降、一部を売却したりして、基準時の面積を減らしてしまった場合にはこの特例は認められなくなります。（建築物を建てられなくなりますし、既に建築物が建っている場合には、その建築物は違反建築物となります。）



●壁面の位置の制限（外壁から境界までの離れ）

（上から見た場合）



外灯・広告塔については、道路境界及び隣地境界からの離れの制限はありません。ただし、広告看板本体の高さが1.5m以下のもの又は前面を覆うような塀等にも当てはまるものについては事前にご相談ください。

車庫・物置等	a (道路境界まで)	b (民地境界まで)
軒高2.3mを超えるもの	1.5m以上	1.2m以上
軒高2.3m以下のもの	1.0m以上	0.5m以上

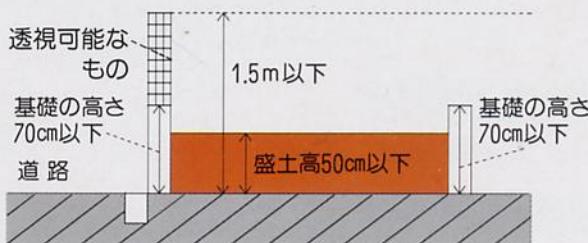
車庫・物置等にはカーポート、簡易物置、自転車庫、プロパン庫、受変電設備、水槽、大型冷暖房設備、クーリングタワー、電話ボックス等が含まれます。

●盛土高と垣又は柵の構造の制限

○生け垣の場合



○フェンス・鉄柵等の場合



●門や塀についても制限がありますので、事前にご相談ください。